

# 学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。いじめはどの生徒にも起こりえることや、どの生徒も被害者にも加害者にもなりえるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業実践を進め、互いの人権を尊重し支え合う集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒が集団の一員として自覚し、自信を持って行動できることでストレスを乗り越え、互いを認め合える人間関係を実現する学校風土を生徒自らが作り出していけるよう環境を整えていく。

また、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

こうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続していく必要がある。

このようにいじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を実施する。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの態様には、次のようなものが考えられる。

悪口を言う、落書き、物壊し、無視、影口、ぶつかる、小突く、命令する、脅す、性的辱め、メール等で誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り等

## 3 いじめの防止等に関する留意事項

### (1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効のないいじめの問題の解決に資することが期待される。

加えて、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当

たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。

## (2) 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施が望まれる。

## (3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

## (4) 生徒自身の主体的取り組み

発達段階を踏まえ、生徒自身がいじめ問題と向き合い、生徒会を中心に主体的な取り組みを行うことを促す。

## (5) 地域や家庭との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。

より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、学校評議員等の組織的な地域との連携を推進する。

## 4 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) いじめ防止対策委員会の設置

いじめの防止等の対策を実効的に行うことなどを目的とする、「いじめ防止対策委員会」を設置する。なお、校内組織を設置していることは保護者等に周知する。

### (2) いじめ防止対策委員会の構成員

いじめ防止対策委員会は以下のメンバーで構成する。

構成員：校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、人権教育主任、教育相談部長、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

### (3) いじめ防止対策委員会の役割

- ・取組の実施や年間計画の作成・実施・検証・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報等の収集と記録、共有
- ・いじめの情報の共有、生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的対応

## 5 年間計画

月	取組の評価、会議、校内研修会等	いじめの未然防止の取組	いじめの早期発見の取組
4	年間指導計画の立案 職員研修①(指導方針や指導計画を提示し、全職員で共通理解を図る。) 評議委員会	生徒会入会式・対面式 新入生宿泊研修 部活動集合  体育大会結団式 北辰週間 全校SHR	中学校訪問による情報収集 面接週間

月	取組の評価、会議、 校内研修会等	いじめの未然防止の取組	いじめの早期発見の取組
5	育友会総会 (保護者向けの啓発活動) 職員研修② (人権教育・教育相談) 評議委員会	高校総体・総文祭推戴式	
6		いじめ根絶月間 人権教育LHR① ストレス対処教育LHR リーダー研修①	宅習時間調査
7	第1回いじめ防止対策委員会 進路検討会	進路講演会 コース選択説明会 薬物乱用防止講演会 クラスマッチ 性教育講演会 北辰週間 全校SHR	進路検討会 特別保護者会 家庭訪問 三者面談 いじめ実態把握アンケート①
8			スタディーサポート 家庭訪問・三者面談
9	職員研修③(教育相談) 第2回いじめ防止対策委員会 地区評議委員会	北陵祭 北辰週間 特別支援教育講演会 全校SHR	
10	秋季授業参観・保護者会 地区評議員会 学校保健委員会	芸術鑑賞 職業別講演会・北陵大学 北辰週間 人権教育講演会 鍛錬遠足	
11	育友会保健教育講話	人権教育LHR② 美化コンクール	宅習時間調査 いじめ実態把握アンケート②
12	学校評価アンケート	北辰週間 リーダー研修②	進路検討会 特別保護者会

月	取組の評価、会議、 校内研修会等	いじめの未然防止の取組	いじめの早期発見の取組
1	第3回いじめ防止対策委員会	北辰週間	進路判定会
2	職員研修 (教育相談・人権教育) 学校評議委員会	人権教育LHR	
3	学年引継会	北辰週間 クラスマッチ	特別保護者会 スタディーサポート

※6月と11月に実施する「いじめ実態把握アンケート」の結果をもとに取組の検証・修正を行う。

## 6 いじめに対する措置

### (1) 報告

情報を得た教職員→当該生徒の担任・学年主任→生徒指導主事・主幹教諭・教頭・副校長→校長→教育委員会 ※保護者への報告は、事実確認をした後連絡する。

### (2) いじめ対応緊急対策会議の開催

- ①情報を得た教職員から報告を受け、チーム内で共通理解。
- ②調査方針及び分担を決定。
- ③事案の状況から、事情を調査するメンバーを決定。
- ④2名以上の教員で当該生徒について事情を確認し、事実関係を把握していじめ対応チームへ報告。
- ⑤報告を受けた後、いじめ対応チームは、会議で指導方針を決定し、指導体制を編成。(当該生徒の担任・学年主任・部活動顧問・学年生徒指導係等)
- ⑥職員会議で報告、職員全体で共通理解。※いじめ対応緊急対策会議が有効に機能しているかどうかを継続的に検証する。

### (3) 生徒への指導・支援

- ①いじめ解消に向けた指導をする。
  - (ア) いじめられた生徒には、どんなことがあろうと守り抜くことを約束する。
  - (イ) いじめた生徒には、「いじめは決して許されない行為である」という意識を持たせる。
- ②暴力・恐喝等の犯罪行為等、学校だけでは指導が困難な場合、または重大な事案があった場合は関係機関に支援を依頼する。

### (4) その後の対応

- ①いじめ事案が解消されたとしても、経過観察を行い、事後も継続指導を行う。
- ②キャンパスカウンセラー等の活用も含め、心のケアをする。
- ③再発防止・未然防止活動は継続していく。

## 7 重大事案への対応

重大事案が発生した場合には、県教育委員会の「熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則」に基づき以下の対応を行う。

## (1) 重大事態の発生

下記に示すような重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生の報告を行う。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間の欠席を余儀なくされている場合（年間30日を目安とする。）

\* 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行う。

なお、生徒が自殺を企図した場合については「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」により対応する。

## (2) 対応組織の設置

重大事態発生後速やかに、「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、学校長を中心とする対応組織（以下「対応組織」という。）を設置する。

調査委員会には、教育委員会が当該重大事態の性質に応じて派遣する複数の専門家等を委員として加えるものとし、学校と教育委員会は一体となって調査を進めるものとする。

## (3) 調査方法

調査は、因果関係の特定を急ぐことの重きを置くものではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的に実施されるものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

また、調査委員会は次の点に留意して調査を行うものとする。

- ① 事案の大まかな事実関係の把握のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。
- ② 調査のための組織に必要なに応じて適切な専門家等を加え、その際、委員の過半数を第三者とである外部の専門家とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。
- ③ いじめを受けた疑いのある生徒本人から聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- ④ 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- ⑤ 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- ⑥ 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- ⑦ 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

## (4) 調査結果の提供及び報告

学校及び教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒や保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告するものとする。

いじめ発生時の県立学校における対応フロー図

